くば政府米を外国の投賣ネダン二升八銭で拂下ゲロ）肥料代無利子貸付、税金借金取立反対等地主、役場、県庁に対する要求斗争を激烈にマキ起すにいたるであろう、小作農民の生活を守り生命をツナグための要求斗争に対し福岡県では斗争抑圧の方法をとり、十月十二日の九州小作官会議では争議防止策について協議したかの如くである

亦、福岡県では旱害救済対策として、飯米（政府米の拂下ゲ）労仂賃銀（土木事業による）肥料資金の低資ユウツウ等の三案を決定して政府に要求してゐるとのことであるが、かかる救済方法が飯米キキンに悩む小作農民の生活をウルホスことが出来るであろうか、救済案の内容のワカラない、ため、充分の批判ができない、が結局は政府米拂下代金、肥料資金の強制取立てに、小作農民の窮乏はヒドクなるばかりである

二、福岡県下に於ける農民組合の勢力は

日本農民組合同盟‖洋羽を中心に糸島、福岡、筑紫その他に分散して組織をもつてゐるが約二千位である
全農福岡聯合会‖企救郡を中心に約二百五十、三井郡勿体島その他二、三部落に八十計三百三十余
全農福佐聯合会‖朝倉、筑紫、三養基郡では各三百五十以上の組織を有ち、その他、福岡、三井早良、宗像、糸島、京築、三瀦、山門等総数三千五百余である、

土地引上、小作米減免の問題が起つたら、小作人の要求斗争への憤激をオサエツケて、解決してやる方法をとり、更らに、在郷軍人の将校（農村の地主が多い）によつて組織されて居る皇道会と手をツナギ農民を反動（資本家地主の利益を守るための）の鎖にシバリツケておこうとしてゐるのが稲富一派の組合であるが、組合員大衆は幹部の地主的態度に愛想をツカシてゐる（犬飼支部の脱退がその一つのあらわれである）

全農福岡県聯合会では企救に於て若干の斗争が行はれ、今迄は調停第一主義の方法を採つてゐたかのやうであつたが、農村の窮乏とともに小作人大衆の圧力により一、二の大衆斗争が起されたかのごとくである、三井郡における斗争には数へ挙げるほどのことがない、

吾福佐では福岡県十一年佐賀県十年と資本家地主に対する斗争をツヅケ三、一五共産党事件以来数度の弾圧をうけ、小作米減免、殊に土地引上反対斗争に対しては死と牢獄を恐れず戦かいきたつたのであるし、昨年の二月には組合員百八十余名の検挙をうけたにもかかわらず、小作米減免土地引上反対斗争は執拗に勇敢に斗かわれてゐるのである、また、福聯との統一が進められんとしてゐる、

四、過去の斗争と組織の若干の批判

一、小作米減免土地引上反対、区劃整理反対、動産差押、競売等個々の斗争については、争議部において批判されてゐるとほりであつて、二、三の支部では大衆行動によつて、不充分ながらもその成果を収めることができたのであるが然し、小作米減免土地引上反対斗争を、ただそれだけの斗争として終らせた欠陥がある

二、信用組合高利貸、肥料商人等からの借金、税金の強制取立がメキメキと増へ、不平があるにもかかわらず大衆的に取りあげて斗かわれるにいたつてゐない、

三、宣傳煽動の不充分、税金の強制取立と云ふやうな問題があつたら、一人の問題でもスグニ取り上げて一般大衆に宣傳煽動することによつて、大衆の不平を昂め大衆を斗争に立たせるキッカケが出来るのである、コレハ、ビラ傳單を以つて小作人大衆に知らせるやうにすべきであるが、一、二の支部をのぞいて全然行なわれてゐない、

四、地主が調停を持ち出せば調停に應じ、裁判を申請すれば裁判に従つてゆく、イワユル法廷主義の悪い傾向が強くのこつてゐるのであるが、地主が調停を願ひ、また裁判に訴へたら、そうした場所こそ、吾々の大衆斗争のモツトモ良場所として斗かひ地主特に地主側の弁ゴ士と馴れ合ふようなことなく敵として屈服させねばならない、